

2018 TOYOPET SL カートミーティング

あづみ野チャレンジカップ KART & バイクレース

2018年2月15日改定

公 示

本大会は、F I A国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した、J A F国内競技規則、J A F国内カート競技規則および本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

TOYOPET SLカートミーティング あづみ野シリーズ
あづみ野チャレンジカップ

第2条 競技種目

スプリントレース

第3条 競技会の格式

クローズド競技会

第4条 ■開催場所

サーキットあづみ野

〒399-8604 長野県北安曇郡池田町大字広津 4108

TEL 0261-62-0245

■受付事務所

〒399-8201 長野県安曇野市豊科南徳高 1622-2 F-1 パーク内

TEL 0263-72-6801 Fax 0263-72-6801 (9時～18時まで)

E-mail kart@circuit-azumino.com

URL http://www.circuit-azumino.com

第5条 オーガナイザーの名称と住所

(有) サーキットあづみ野

〒390-0312 長野県松本市岡田松岡 116-3

TEL 0263-46-4412

第6条 大会競技役員

競技長 技術委員長

計時委員長 コース委員長

第7条 競技クラス区分

開催クラス カート部門 ・ジュニア・YAMAHA カデットオープン・YAMAHA S S ・G X - 4
ミニバイク部門 ・S Pクラス ・O P E Nクラス・ノービスクラス

第8条 タイムテーブル

開門	7 : 3 0
受付	8 : 3 0 ~ 9 : 0 0
ドライバーズブリーフィング	9 : 1 5 ~ 9 : 3 0
公式練習 GX-4、バイク、Jr、YAMAHA SS	9 : 4 0 ~ 各クラス約15分
タイムトライアル	1 0 : 2 0 ~
予選第1ヒート	1 1 : 0 0 ~
予選第2ヒート	1 3 : 0 0 ~

決勝ヒート	13:45～
表彰式	15:00～

第2章 参加申し込み

第9条 参加定員

- (1) 参加受付台数は原則、各クラス先着36台までとする。
- (2) エントリー締め切り時点で、参加台数が3台未満の場合は、当該クラス不成立とする。

第10条 参加資格及び参加料

- (1) 主催または共催のクラブ員でJAF、SL発給カートドライバーライセンス・MFJライセンスを所持、またはコースライセンスを所持していること。20歳未満は親権者の出場承諾書及び捺印が必要。
- (2) GX-4への参加年齢は当該年小学6年以上とする。
- (3) YAMAHA SSクラスへの参加年齢は当該年小学6年以上とする。
- (4) ジュニアクラスへの参加年齢はサーキットが認めた方とする。
- (5) YAMAHA カデットOPへの参加年齢は当該年度小学2年生以上とする。
- (6) 未成年者の参加資格は親権者の出場承諾書及び捺印が必要。
- (7) ジュニア¥9,000— YAMAHA カデットOP ¥11,000— YAMAHA SS ¥12,000— GX-4 ¥11,000— ミニバイク2クラス ¥8,500— ノービスクラス ¥8000—
上記エントリーフィーの中にはピット1名分の登録料を含む。ピットクルー追加1名 登録&保険料¥1000
- (8) YAMAHA カデットOP、YAMAHA SSクラスに出場するドライバーは当該年有効なSLライセンスおよびSLOスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- (9) ミニバイククラス詳細は「サーキットあづみ野ミニバイククラス規定」を参照の事。

第11条 参加申し込み方法・場所及び受付期間

- (1) 申し込みは、上記受付事務所F-1パークとする。
- (2) 競技会開催5日前（電話・メール・FAX）
- (3) 申し込みに必要な書類
参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、ライセンス。

第12条 シャシー及びエンジンの登録

競技に使用するシャシー、エンジンは車両申告書に登録済みのもの。

第13条 参加の受理と参加拒否

- (1) 参加申し込み者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- (2) 参加を拒否された申し込み者に対しては参加料が返還される。
- (3) 参加を受理後、参加を取り消す申込者には、当日キャンセルはエントリー費の全額、前日、前々日の場合は半額を返還もしくは支払う事とする。
- (4) 所定用紙でのFAXエントリーに対しては参加の取り消しが出来ないと共に、参加料は統括するエンタラントが責任を持って支払いをすること。
- (5) 競技会開催5日前以降のエントリーは遅延エントリー金500円を徴収する。

第3章 参加車両規定（ミニバイククラス詳細は「サーキットあづみ野ミニバイククラス規定」を参照の事）

第14条

- (1) エンジン登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとする。

エンジン1基、シャシー1台、タイヤ（ドライ・レイン共に）1セットとする。

※エンジンが故障・破損した場合には技術委員長承認のもと交換することが出来る。

① YAMAHA S S, YAMAHA カデット O P

1 エンジン&キャブレター規定

2018年SL規定に順ずる。その他は別表の車輛規定を参照。

②ジュニアクラス

1 エンジン：YAMAHA カデット O P もしくはそれ以下の物を使用すること。

2 タイヤ：銘柄 自由 コンパウンド SLJ

レース時、ドライタイヤ・レインタイヤの使用は競技長の指示で決定する。

※上記以外の詳細規則に関しては「あづみ野チャレンジカップレース」

のローカルルールを適用しその判定は車検長及び競技長の合議により決定する。

③GX-4クラス

1 エンジン：ホンダGX160

(1) 改造は認めない。

(2) ガバナ装置の取り外しは可。アクセルリンケージ自由。

(3) 乾式クラッチ19丁～21丁 チェーン219使用。

(4) 燃料供給装置は自由。（落下式、パルスポンプ、電磁ポンプ）

(5) 旧型エンジンに、新型ヘッドガスケット（12251-ZL0-003）を使用する場合は、3枚以上使用すること。

2 キャブレター：純正品、一切の改造は認めない。但しメインジェットの交換は認める（品番指定）

メインジェット 99101-ZH8-0650 #65 -0700 #70
-0680 #68 -0720 #72

3 エキゾーストパイプ：主催者の認める物とする。

4 マフラー：YAMAHA KT純正の7YAの刻印のある物。ジョイント部は100mm以内とする。

もしくはホンダカブC50用マフラー、または同型品。パイプ長は500mmとする。

5 エアクリナー：純正品のみ、乾式または湿式を必備。

6 タイヤ：銘柄

ドライ F, R : SL-FD

レイン F, R : SL94, SL-W2, SL03

※上記以外の詳細規則に関しては「あづみ野チャレンジカップレース」

のローカルルールを適用しその判定は車検長及び競技長の合議により決定する。

7 参加年齢は当該年小学6年以上とする。

④全クラス

(1) シャシー、タイヤ、スーツ規定

クラス	シャシー	タイヤ	重量	公認スーツ	ノイズBOX	レインタイヤ	リストレクター
ジュニア	ジュニア用	自由	自由	必備	必備	自由	自由
YAMAHA カデット OP	SLO 登録 シャシー	ヨコハマ SL-J	110Kg	必備	必備	ヨコハマ SL03	14.5mm
YAMAHA S S	一般市販	BS SL17	145Kg	必備	必備	BS SL94	26mm
GX-4	一般市販	DL SL-FD	135Kg	必備	エアクリナー	SL94・SL03 DL SL-W2	—

(1) マフラー規定

YAMAHA 純正マフラーを使用すること。GX-4 クラスのみホンダカブ用マフラーの使用も認める。

- (2) インレットサイレンサー（ノイズBOX）規定
全クラス必備とし、C I K / F I A（FMK）公認のインレットサイレンサーを取り付けること。新型使用可。
YAMAHA 純正も使用可とする。
GX-4 クラスは純正エアクリーナー必備。
- (3) ガソリンキャッチタンク規定
ガソリンタンクに取り付けられているエア抜き用バルブのホースにガソリンキャッチタンク装着を義務づける。その容量は150cc以上とする。全車両必備GX-4 クラスの純正タンクを使用している場合は不要。

第15条 カート

本規則第3章、第14条に規定するエンジンを搭載した車。＜JAF国内カート競技車両規則＞第2章に合致する車両とし以下の規定を満たすこと。

- (1) ブレーキ
フットペダルによって両方のリヤホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。
カート全クラスフロントブレーキの装着禁止。ABS装置に類する物の装着禁止。
- (2) 競技ナンバープレートは、前後に必備。取り付け方法は＜JAF国内カート競技車両規則＞に従うこと。
フロントバンパー、およびリアプロテクションは必備とし、取り付け方法は＜JAF国内カート競技車両規則＞に従うこと。
- (3) チェーンガードは必備とし、取り付け方法は＜JAF国内カート競技車両規則＞に従うこと。
- (4) フェンダー、ホイール、キャブレター等に作用するガード類の取り付けは一切禁止する。但し、雨天の場合のキャブレターガード、吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーガードはこの限りでない。
- (5) 競技に使用するタイヤは、スリック、レインタイヤともグルーピングは一切禁止する。
各クラスのドライ、レインタイヤは1セットとし、車検時登録、もしくはタイムトライアル終了時登録の物に限る。ただし不慮のトラブルの場合に限り技術委員長の承認のもと1本のみ、交換が認められる。
ジュニアおよびYAMAHAカデットOPはレース時、ドライタイヤ・レインタイヤの使用を競技長の指示で決定する。
- (6) 排気装置については、＜JAF国内カート競技車両規則＞に従うこと。
- (7) クラス車両の両サイドにサイドBOXの装着を義務づける。取り付け方法は＜JAF国内カート競技車両規則＞に従うこと。
- (8) 車両重量を満たすためのバラストを積む必要があるときは、すべて固形材料を用い、最小直径6mm以上のボルト2本を用いてシャーシ、シートにとりつけなければならない。GXクラスは除外とする。
- (9) 競技ナンバーは車輛の前後に必ず取り付けること。色などは自由。車輛にほかのナンバーが記載されている場合はかならず隠すこと。

第16条 ミニバイク

ミニバイククラス詳細は「サーキットあづみ野ミニバイククラス規定」を参照

第17条 公式車両検査

- (1) ＜カート競技会参加に関する規定＞に基づき車両検査が行われる。その際非合法的な部分が有りながらも、なお技術員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに対する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- (2) 車両検査の日時及び場所は通常の場合とし、それ以外の時は公式通知により示される。
- (3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際服装に関しても＜カート競技会参加に関する規定＞において、技術員の検査を受けなければならない。

また次の物は競技中、携行又は着用していなければならない。

○ドライバーライセンス ○競技用スーツ ○ヘルメット ○グローブ ○シューズ ○健康保険証

- (4) <カートレース競技会運営に関する規則>に基づきレース終了後、公式通知によって定められた場所で計量が行われる。
- (5) 音量規制については<J A F 国内カート競技両規則>に従う。

第4章 競技に関する事項

※ミニバイククラス詳細は「サーキットあづみ野ミニバイククラス規定」を参照

第18条 公式練習

- (1) <カートレース競技会運営に関する規則>に基づき公式練習を行う。
但しピットアウトしたのちの場所で停止した場合でも 公式練習に参加したものと認める。
公式練習に参加しなかったドライバーは、タイムトライアルのタイムに2秒のペナルティーを加算する。
- (2) レース成立台数は、公式練習時3台以上とする。当日のキャンセル等で成立しない場合は、レースは行うがシリーズとしての成立はしない。

第19条 タイムトライアル

- (1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。
不参加の場合はタイムトライアル失格とし予選ヒートは最後尾とする。
- (2) タイムトライアルの出走順は特に指定せず全てのクラスで規定時間計測を行う。
台数の多い場合、出走台数は競技長の判断により決定する。
- (3) ウォーミングアップ中（スタート前）に車両が停止し自力でスタートできない場合の再トライは認めない。
- (4) タイムトライアルをそのほかの方法で行うときは、公式通知によって示される。

第20条 レース方法

レースは、予選2ヒート、決勝1ヒートとし、決勝の結果により最終順位を決定する。

G X-4クラスのみ1 DAY 2レース方式となる。

全クラスそのほかの方法で行う場合は公式通知により示される。

第21条 予選ヒート

- (1) 予選ヒートの、グリッドポジションはタイムトライアルの結果による。予選1, 2ヒートの両ヒート共、旧全日本選手権方式のポイント制とし、合計ポイントが多い順で決勝ヒートのグリッドポジションが決定される。
- (2) コース最大出走台数を18台と規定し最大出走台数を超える出場者があった場合は、予選を2グループに分けて予選ヒートを行う。予選ヒートのグループ分け方法はタイムトライアル結果による。周回数は公式通知により示される。
- (3) G X-4クラスは予選ヒートを1回行う。

第22条 決勝ヒート

- (1) 予選を通過した者のみで行う。最大18台
- (2) グリッドポジションは予選ヒートの合計ポイントが多い順とする。
- (3) 周回数は公式通知により示される。
- (4) G X-4クラスは予選の順位にて決勝1のグリッドが決定される。
- (5) G X-4クラスの決勝2のグリッドは、決勝1の順位の逆グリッドで行なう。

第23条 スタート

- (1) スタートは、ローリングスタートとして<カートレース競技会運営に関する規則>を適用する。
- (2) ミニバイクはスタンディングスタートとする。
- (3) ローリング中、各ドライバーはオーガナイザーが定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止される。

これに違反した者にはペナルティーを課す。

- (4) ローリング中スピン又はピットイン、エンジンストップで大きく遅れた場合は最後尾につかなければならない。
- (5) スタートフラッグが振られ、先頭のカートが1周しコントロールラインを通過する前にスタートラインを越える事が出来なかったカートはそのヒート失格とする。
- (6) ローリング中ピットに入っている間にスタート旗が振られた時は、そのカートは当該ヒート失格とする。

第24条 信号旗及び信号機

＜カート競技会運営に関する規定＞に従うこと。

第25条 給油

＜カート競技会参加に関する規定＞に従うこと。

第26条 レース終了

レース着順1位の者がフィニッシュライン通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者までに対し、チェッカーフラッグが振られる。

第27条 車両保管及び再車検

- (1) レース終了後、技術委員長の指示により車両保管及び再車検が行われる。
- (2) 車両保管の時間はレース終了後30分以上とし所定の場所で行われる。
車両保管解除後エンタラントは速やかに引き取らなければならない。
- (3) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査の権限を持ち、指示を受けたエンタラントもしくはその代理人が、責任を持って車両の分解、組立を行わなければならない。但し、検査車両には、関係役員、エンタラント、及びドライバー以外は立ち会う事が出来ない。
- (4) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- (5) 上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。

第28条 ピットクルー及びピット

- (1) ピット内及びピット前作業エリア内で作業できるのは、当該クラスに出場しているドライバー及びピットクルーのみとする。
- (2) ピットクルーの行為については＜カート競技会参加に関する規定＞に基づくが、レース中における場合はドライバーの直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反で当該ドライバーに対し黒旗の指示となる事がある。
- (3) ピットにおいては特別許可の無い限り火気及び発火物の使用を禁止すると共に、消火器の携行を義務づける。

第29条 ピットサイン

走行中のドライバーに対しピットクルー1名がプラットホームよりピットサインを送ることが出来る。

第30条 完走

規定周回数の1/2以上を完走し、かつチェッカーを受けなければならない。

第31条 順位の決定

- (1) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - 1 チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受けた者）
 - 2 チェッカーを受けない未完走者（規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受け無かった者）
- (2) 未完走者（チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者）
- (3) 同周回の場合は、その周回を先に完了した者を優先する。

第32条 抗議

- (1) ＜JAF国内カート競技規則＞に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エンタラントより競技長を経由の上大会審査委員会へ提出するものとする。

6台	8	6	4	3	2	1													
5台	7	5	3	2	1														
4台	5	3	2	1															
3台	3	2	1																
2台	2	1																	
1台	1																		

(2) ポイントは決勝ヒート完走者のみ与えられる。

G X-4クラスは決勝1、決勝2の両ポイントが加算される。

ジュニアクラス、ミニバイク SP、OPENクラスは参加台数により、得点変動する。

シリーズポイントは全戦有効とし、かつ最終戦に出場しなければならない。

最終戦には1.5倍のポイントが加算される。

総合ポイントが同ポイントの場合は、上位入賞回数が多い者、次に出場回数の多い順に決定される。

(3) 年間の総合ポイントにより、シリーズチャンピオンを決定し、11月25日(日)夜、松本駅前で開催される、サーキットあづみ野・合同表彰パーティーでシリーズ表彰を行う。

シリーズの賞典は、上位3名の入賞者に授与される。

但し、各クラス年間総参加台数が30台未満の場合は、シリーズ賞に制限がある。

(4) 参加台数不足のため不成立になったクラス(2レース中止)は、シリーズ表彰を行わない。

(5) YAMAHAカデットOP、YAMAHA SSクラスチャンピオンには、KTエンジンが授与される。

第36条 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告について、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否することが出来ない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治、宗教に関係したもの

第37条 ペナルティー(罰則)

(1) ペナルティーは降着、1周減算、失格の3種類とし競技長の判断で決定する。

(2) レース中はコースを外れてショートカットする事は認められず、当該行為はペナルティーの対象となる。

(3) 走路審判員が反則又は妨害行為と見なした者に対してはペナルティーを課す。その行為が2回以上に及ぶ場合は失格とする。

(4) レース当日のドライバーズミーティングよりエントラント、ピットクルーの規則違反はドライバーへのペナルティーとして課せられる場合がある。

(5) ドライバーサインは下記の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティーを課す。

1 コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上高く上げる。

2 ピットイン、ピットアウトのサインは、片手を頭上高く上げる。

3 ミススタート旗が示された場合は片手を頭上高く上げスピードダウンして元のローリングポジションに戻りローリングを行う。

(6) 大会競技中の違反に対するペナルティーは競技長が大会審査委員会に諮り審査委員会によって決定される。

(7) 大会審査委員会は状況により、罰則を軽減又は強化する事が出来る。

第38条 コース復帰及びリタイヤ

(1) 公式練習、タイムトライアル、レース中(ローリング)を含むコース上で停止した場合は、他を妨害すること

なく自力で再発進出来る場合に限りレースに復帰できる。

- (2) 公式練習、タイムトライアル、レース中（ローリングを含む）のリタイヤしたドライバーは、車両を安全な場所に移動しそのヒートが終了するまで自分の車両を離れてはならない。その際安全のためヘルメットの装着を義務づける。

第39条 競技会の延期、中止、及び取り止め

カート競技会組織に関する規定第6条に基づきオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部もしくは全部を延期、中止又は取りやめることが出来る。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、エントリーフィーは全額返還される。ただし、共済会会費、保険料は返還されない。尚、エントラント及びドライバーはこれによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を併せて保有するものとする。これに対する抗議は一切認められない。

第5章 その他一般事項

第40条 損害の補償

- (1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する補償の責任を負うものとする。
- (2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承してはならない。

第41条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名、捺印しなければならない。

第42条 本規則の解釈

本規則並びに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛に質疑申し立てができる。

この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第43条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- (1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- (2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- (3) やむを得ない理由により公式プログラム又は参加名簿の印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録又は変更について許可することが出来る。
- (4) 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー、及びその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。

第44条 保険の義務

- 1 YAMAHA カデットOP、YAMAHA SSクラスに出場するドライバーは有効なSLOスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- 2 上記以外のドライバー・ライダーは「サーキットあづみ野・スポーツ安全保険」の加入を強く推奨する。
(当サーキットスポーツ保険加入・保険内容については、別紙、およびホームページを参考)
- 3 あづみ野スポーツ安全保険に加入していないドライバー・ライダーは、個人でイベントに適応する保険加入を強く推奨する。
- 4 保険未加入者については、走行及び見学など、全ての練習および、イベント内での出来事に関連して起こった死亡、負傷、その他事故および損害について、全て自己責任とし、決して(有)サーキットあづみ野、あづみ野F-1パークならびにそれらの従業員、係員、または他の走行者、入場者に対して非難・責任追及・損害賠償・

訴訟など一切起こさない事とする。また万一、自分が事故を起こした場合は、事故に起因する全ての賠償責任を負う事とする。

■ サーキットあづみ野 スポーツ安全保険のご案内 ■

サーキット走行の際、いざというときの為に保険加入をお勧めいたします。

加入しなくても走行はできますが、その場合、サーキットに対し、一切の保険金・治療費・見舞金などの請求はできません。

(1) 保険料金

- 大人（高校生以上） 2400円
- 子供（3月31日で15歳以下） 1300円

(2) 保険適応条件

被保険者がサーキットあづみ野を走行中（練習・レース）またはイベント開催日の往復中に、急遽で偶然な外来の事故により被った傷害。（日射・熱中病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

(3) 保険期間

4月1日午前0時～3月31日午後12時まで
途中からの申し込みも料金は一律となります。

(4) 保険加入にあたり

随時加入可能。保険加入手続きをしてから保険適用まで約1週間の時間がかかります。お早めにお申し込みください。

(3) 料金・加入区分

加入区分	保険料合計	死亡保障	後遺障害	入院（1日）	通院（1日）
大人	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
子供	1300円	2000万円	3000万円	4000円	1500円

以上